

総務大臣 樽床 伸二 殿

要 望 書



【2011年4月1日撮影】

平成24年10月24日

福島県双葉郡浪江町長 馬場 有

浪江町の復興に向けた要望書

昨年3月11日の原子力発電所事故より、1年が経過いたしました。

被災町民は元通りの安心した生活を送れない状態が続いており、直に町民の方々とお会いすると、その苦しみは痛切きわまりないものがあります。

浪江町では復旧・復興に向けた取り組みを進めておりますが、いまだ課題は山積しています。被災者の目線に立ち、効果的かつ迅速な対応を講じられることを強く要請します。

要望事項

I 平成 25 年度以降、帰町するまでの継続的な職員採用・人的支援とそれに係る財政措置

平成 24 年度年度途中採用及び平成 25 年度の新規採用による職員確保に関わらず、一般行政サービス部門においても、職員数の不足が見込まれ、さらに、被害家屋調査、津波被災地の用地対策、災害復旧事業等において土木技術職・専門職の確保が必要となる。

これらの人員については、町の復興計画の進捗に併せ確保する必要があり、他自治体からの人的支援が柔軟に行われるよう、総務省としても支援していただきたい。

さらに、現在、任期付職員や職員の採用については、交付税措置されているが、職員採用に係る交付税措置を帰町するまで継続されるよう要望する。また、他自治体からの人的支援についても、派遣元、派遣先の自治体において発生する人件費、宿泊費等の増加分について適正な財政措置（交付税措置の継続）がなされるよう要望する。

（参考：現状）

- ・ 自治法派遣（長期）4 名
- ・ 派遣自治体の出張による派遣（短期）4 名
- ・ H24.10.1 新規採用職員 8 名

II 普通交付税・特別交付税による継続的な財政措置と対象事業の拡充

普通交付税の算定において、事業の縮小により単純に基準財政需要額が減額されないよう要望する。さらに、震災復興交付金・震災復興特別交付税の対象となる事業の拡充（原発事故において賠償対象から除外される事業等への充当）を図るとともに、帰町するまでの継続的な財政措置を要望する。

Ⅲ 避難者特例法に基づく行政サービスの格差是正と財政措置

「避難者特例法第 10 条に基づく避難住民に対する役務の提供に関する努力義務」により、避難先自治体については、避難住民に一定程度のサービスを提供しているが、避難先自治体の財政事情により自治体間のサービスに相当程度格差が発生していることから、同条第 2 項に基づく国からの財政措置を適正に執行するよう要望する。

併せて、これら避難先の自治体において最低限実施すべき統一したサービス基準を国の責任において示すべきと考える。

Ⅳ 長期的かつ安定的な財政確保を実施するための制度構築

交付金などに頼らず自主財源で収入の安定確保を確立するには、町民の帰還はもちろんのこと、企業は商店街などの立地も必要不可欠となる。ただし、帰町を行った後にも元通りの生活を取り戻すまでに時間を要し、また、全町民が避難をしている中、町民全てが帰還をすることには~~帰還~~期間を要することが予想される。企業や商店の立地にも厳しい状況が予想されるところ、町財政は安定的な収入を確保できる見通しが立たない。

トータルパッケージで財政確保を実施できる制度を模索し、自治行政の円滑な運営が行えるような制度構築をお願いしたい。

Ⅴ 国政選挙に係る人的支援と執行経費の弾力化

当町のように原発事故により全町民が全国各地に分散している状況下では、選挙事務の適正な執行が極めて困難である。特に、国政選挙については、他自治体の支援も限定的になると思われ、選挙事務従事者の確保が最重要課題となる。避難自治体の現状及び国の選挙という性格を考慮し、選挙事務従事者の人員不足に係る調整については、国主導で対処すべきである。さらに、人員不足のため選挙事務の効率化を余儀なくされることから、事務効率化のため購入する選挙機材等の執行経費については、地方選挙との按分をせず全額国負担としていただきたい。

Ⅵ 住民の安全確保するための防災通信網の構築

昨年3月11日の事故発災時、浪江町には原発事故の連絡が無く、また、SPEEDIの放射線量予測の連絡もなかったことから、放射線量の高い地域への避難を余儀なくされた。また、町民が警戒区域内に立ち入った際、また、今後の帰還の後にも、福島第一原子力発電所の存在は脅威であり、いつに同じ事故が発生するか不安でしかない。

このような住民の不安を払拭するため、また、万が一事故が発生した際にも適切に避難指示を行うなどの対処を実施するため、町内の防災通信網の整備を実施し、いかなる時にも迅速に行動できる体制を構築していただきたい。